

2012年9月19日
日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、金融緩和を一段と強化する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)
福 田 (03-3277-3768)

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. を横線のとおり改める。

4. 買入残高および貸付残高の上限

(1) 買入残高の総額は~~4-5-5~~5.5兆円程度、貸付残高の総額は2.5兆円程度を上限とする。

(2) 3. (2) に定める買入対象資産ごとの買入残高の上限は以下のとおりとする。

イ、利付国債 ~~2-9-3~~4兆円程度

ロ、国庫短期証券 ~~9-5-1~~4.5兆円程度

ハ、
ニ、
ヘ、
}

略（不変）

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」中一部改正

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 買入方式

~~-(1) 利付国債~~

~~売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。~~

~~-(2) 国庫短期証券~~

~~買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。~~

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 買入価格

~~-(1) 利付国債~~

~~買入価格は、買入先が買入れを希望する銘柄ごとに、下限利回りに7.により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回りに基づいて算出した価格とする。~~

~~-(2) 国庫短期証券~~

買入価格は、買入先が買入れを希望する銘柄ごとに、7. により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 6. を横線のとおり改める。

6. 買入方式

~~-(1) CP等~~

~~買入対象先が売買利回りとして希望する利回りを入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。~~

~~-(2) 社債等~~

~~売買利回りの下限（以下「下限利回り」という。）を年0.1%とし、買入対象先が売買利回りとして希望する利回りから下限利回りを差し引いて得た値（以下「売買希望利回較差」という。）を入札に付してコンベンショナル方式により決定し、これにより買入れる方式とする。~~

○ 7. を横線のとおり改める。

7. 買入価格

~~-(1) CP等~~

~~買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、6. に定める方式により決定した売買利回りに基づいて算出した価格とする。~~

~~-(2) 社債等~~

~~買入対象先が本行による買入れを希望する証券ごとに、下限利回りに
6. に定める方式により決定した売買希望利回較差を加えて得た利回り
に基づいて算出した価格とする。~~

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。